

処 分 業 事 業 計 画  
(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

排出業者と書面により委託契約を交わし、木古内町及び近郊の一般道路、一般住宅等の解体工事現場より、がれき類(コンクリート片、アスファルト廃材)と、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く)を受け入れ、破砕を行う。

受入れ時には、産業廃棄物管理を適正に運用し、破砕後は有価物(主に路盤材)として、販売し、発生する金属くずはリサイクルする。

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	がれき類	550t/日	固体	木古内町及びその 他周辺市町村の住 宅解体現場より	破砕	株NIPPO コーポレーション
2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車破砕物・廃 ブラウン管(側面部)・ 廃石膏ボード及び廃 容器包装であるもの を除く)	100t/日	固体	木古内町及びその 他周辺市町村の住 宅解体現場より	破砕	株NIPPO コーポレーション
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

・計画概要

木古内町及び周辺近隣市町村より、建築物の解体に伴い発生する、がれき類(コンクリート片、アスファルト廃材)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く)を受け入れ、破砕を行う。破砕物は路盤材として、(株)NIPPO コーポレーションに販売する。発生金属くずは(株)鈴木商会に引き取ってもらう。

その他は処理フロー図参照。

・業務時間

月曜日～土曜日 午前 8 時～午後 5 時(8 時間)とする。(昼休み 1 時間を除く)

・休業日

休日・祝日・年末年始とする。

・組織

別途会社組織図参照。

従業員数の内訳

令和 3 年 7 月 12 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	3人	8人	14人	7人	35人

(日本産業規格 A列4番)

#### 4. 環境保全措置の概要

##### (1) 中間処理施設において講ずる措置

- ・破碎施設稼働時に発生する粉じんは、散水設備により防止する。
- ・施設稼働中に発生する騒音については、苦情等の発生があれば必要に応じて状況を測定し、結果に応じて対策が必要であれば対処する。

##### (2) 保管施設において講ずる措置

- ・保管容量を厳守し、保管品目に応じ所定の場所以外には保管しない。  
又積み上げ勾配等、保健基準を厳守する。

##### (3) 最終処分場において講ずる措置

- ・対象外

別記様式8-2

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	がれき類	
発生量 (t/日又はm <sup>3</sup> /日)	550t/日	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
<p style="text-align: center;">埋立処分      中間処理      <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">売却</span></p> <p style="text-align: center;">〔 中間処理、売却の場合は具体的な方法搬入したがれき類を0~40mmに破碎処理して、路盤材として(株)NIPPOコーポレーションに出荷する。発生金属くずは(株)鈴木商会に出荷(リサイクル) 〕</p>		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

処分後の産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く)	
発生量 (t/日又はm <sup>3</sup> /日)	100t/日	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
<p style="text-align: center;">埋立処分      中間処理      <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">売却</span></p> <p style="text-align: center;">〔 中間処理、売却の場合は具体的な方法搬入したガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを0~40mmに破碎処理して、路盤材として(株)NIPPOコーポレーションに出荷する。発生金属くずは(株)鈴木商会に出荷(リサイクル) 〕</p>		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		